

議事確認書

平成十二年六月八日

東京・大阪両HIV訴訟原告団（以下、両原告団という）と厚生省は、平成十一年十月十九日付け統一要求書（別紙一）につき、厚生大臣出席のもとでの協議を、平成十二年一月十七日午後三時より午後四時十五分までの間、開催した。当日の協議の内容は議事録（別紙二）のとおりであり、左記の事項について厚生大臣と両原告団で確認がなされた。また、厚生省は、時間の都合により当日協議できなかった事項について別途、別紙三のとおり、文書による回答を行った。

なお、当日の協議において厚生大臣は、感染被害者の被られた苦しみを深く心に刻むとともに、この問題についての基本認識として、「誓いの碑」に刻まれたことを胸に受け止め、裁判所から指摘された重大な責任を深く自覚・反省し、薬害エイズのような悲惨な被害を再び繰り返さないことが薬事行政における最大の役割であることを十分に戒めながら、医薬品の安全性の確保に万全を期すことを表明した。併せて、厚生大臣は、両原告団の要求に対し、血液事業のあり方について、残された論点について整理するため、中央薬事審議会企画・制度改正特別部会を再開する意向であることを表明した。

記

一 「誓いの碑」の活用について

厚生省は、厚生省全体を紹介する中で「誓いの碑」を紹介することについて、十分に検討を行うものとする。

二 医療について

厚生省は、エイズ拠点病院の実態が患者にとって十分な機能を果たしているか早急に再点検するとともに、エイズ拠点病院に対する患者の要望を踏まえ、必要な対応策を見出すべく検討を行うものとする。

厚生省は、エイズ治療・研究開発センターについては、関係機関に積極的に働きかけ、必要な人材が確保されるよう努めるものとする。また、ブロック拠点病院については、今後とも必要に応じ拡充に努めるものとする。

三 実態調査について

遺族を含めた被害者の実態調査については、現在までに行われてきたものに加え、調査すべき事項について、厚生省と両原告団で協議を行うものとする。